

「経済教育」研究 (第5報)

—中学校新学習指導要領社会科「公民的分野」における
「対立と合意」「効率と公正」をめぐる—

宮原 悟

A Study of Economic Education (Ⅴ) : Focusing on ‘Conflict and Agreement’ and ‘Efficiency and Fairness’ in the Social Studies ‘Civic Field’ of The New Course of Study at Junior High School Level

Satoru MIYAHARA

1、はじめに

2008年3月28日、文部科学省より小・中学校新学習指導要領が告示された。中学校学習指導要領「第2章 第2節 社会」の「第2 各分野の目標及び内容‘公民的分野’」において、「2 内容(1) 私たちと現代社会」の「イ 現代社会をとらえる見方や考え方」で「対立と合意」「効率と公正」という新たな文言が明記されたことは、「経済教育」の研究や実践の観点から注目に値する。そこでは、これらの文言について「人間は本来社会的存在であることに着目させ、社会生活における物事の決定の仕方、きまりの意義について考えさせ、現代社会をとらえる見方や考え方の基礎として理解させる」¹⁾としている。

これまで、「経済教育」の先行研究において「経済的なもの見方や考え方」とは具体的に何かについて、価値観やもの見方考え方の多様性・多面性などのため、むしろ明らかにすべきでないとのコンセンサスがあったように思われる。また、「経済教育」が理論的背景とする経済学において、「効率と公正」という対立概念の取扱いとその止揚は経済学史に一貫する課題そのものであり、「効率と公正」を踏まえての「対立と合意」はそれほど簡単な話でないことは衆知の事実である。このような「経済教育」に関する研究・実践の経緯を踏まえるとき、この機会に「対立と合意」「効率と公正」について「経済教育」の観点から、その取扱いを検証しておく必要がある。

以上の問題意識に基付き、まずは経済学史を概観することにより「対立と合意」「効率と公正」の経済学における本質を明らかにする。また、「経済教育」において先進性の高い米国および筆者の研究対象としてきたオーストラリアの両国「経済教育」の現状に基付き、そこでの「対立と合意」「効率と公正」の取扱いなどから示唆を得る。最後に、新学習指導要領下の「経済教育」において、「対立と合意」「効率と公正」をどう取扱うべきかについて目標論・内容論・方法論から論ずる。

「経済教育」の目標は、経済問題解決のための経済的意思決定能力の育成にある。²⁾ 経済的意思決定のプロセスにおいて、今般学習指導要領に明示された「対立と合意」「効率と公正」はその本質に関わる文言である。「経済教育」に携る者は、この点をしっかりと認識しておかなければならない。これまで「経済教育」の研究・実践に関わってきた筆者として、経済社会

をとらえる見方や考え方としての「対立と合意」「効率と公正」の取扱いについて、この機会に教育現場に対しあらためて問題提起することを本稿の目的としたい。

2、新学習指導要領「経済教育」における「対立と合意」「効率と公正」取扱い

「表(1)」は、「対立と合意」「効率と公正」にかかわる『中学校学習指導要領社会「公民的分野」(以下、指導要領とする)』および『中学校学習指導要領解説 社会編(以下、要領解説とする)』³⁾の抜粋である。ここでの「対立と合意」「効率と公正」という文言の明示及び取扱いの特徴として、平成20年1月17日での中央教育審議会答申⁴⁾の「8、各教科、科目等の内容」を踏まえつつ、大きく三つのことが考えられる。⁵⁾

その一つは、「対立と合意」「効率と公正」について現代社会をとらえる見方や考え方の基礎としていることである。現代社会をとらえる見方や考え方は現代社会をとらえる概念的な枠組みともしており、その基礎になるものとしてこれまでの「個人の尊厳」「国民主権」に加え、「対立」「合意」「効率」「公正」を挙げている。指導要領「公民的分野」の内容として導入部分と考えられる「(1) 私たちと現代社会 イ、現代社会をとらえる見方や考え方」で「対立と合意」「効率と公正」が取り上げられているように、ここで理解された見方や考え方をその後の経済・政治・国際社会の諸課題の学習に活かす展開となっている。

その二つは、「対立と合意」「効率と公正」がどのように定義されているかである。人間は本来社会的存在であるので、様々な集団を形成しそこに所属して生活している。ゆえに、一人一人個性があり多様な価値観や利害の相違があるので、そのために生ずる問題や紛争を「対立」と定義している。また、「効率」とは社会全体で無駄を省くという考え方であると定義されている。さらに、「公正」とは、「みんなが参加して決めているか、誰か参加できていない人はいないか」という手続きの公正、「不当な不利益を被っている人をなくす」「みんなが同じようにする」という機会の公正さや結果の公正さなど、様々な意味合いがあると定義される。そして、「効率」や「公正」などの考え方を基準として「対立」に対する妥当な判断を「合意」と定義している。

その三つは、社会参画を目的として「対立と合意」「効率と公正」などの概念を習得に留まらず活用まで発展させることである。そのため、経済に関する事柄や課題を「対立と合意」「効率と公正」に関連付けて理解させたり、考えさせたり、判断させたりすること、その結果をまとめさせたり発表させたりするように指導することで、活用能力の育成につなげようとしている。また、「生徒会で規則を作ったり予算を決めたりする場合」などを取り上げ、「対立」「合意」「効率」「公正」を具体的・体験的に指導することが求められている。社会参画は、前述の中央教育審議会答申でも「よりよい社会の形成に参画する資質や能力を育成する」とことと指摘されている。また、今般指導要領「社会科改訂の要点」で、「課題の探究を通して社会の形成に参画する態度を養うことの重視」ともされているように、改訂の基本的方針となっている。

これまで述べてきた指導要領における「対立と合意」「効率と公正」取扱いにおいて、以上の三つがそのポイントと考えられる。ところで、それらのポイントについて異論はないとしても、「経済教育」に携るものとしてはその一層の深い研究・理解や応用・実践が求められる。特に、「経済教育」の本質とその背景となる経済学の本質との両面から、「対立と合意」「効率と公正」に対する深い洞察とそれに対するコンセンサスの形成が不可欠だと考えられる。要領

表（1）中学校指導要領など「対立と合意」「効率と公正」関連の抜粋

〔中学校学習指導要領〕

2、内容

（1）私たちと現代社会 イ、現代社会をとらえる見方や考え方

人間は本来社会的存在であることに着目させ、社会生活における物事の決定の仕方、きまりの意義について考えさせ、現代社会をとらえる見方や考え方の基礎として、対立と合意、効率と公正などについて理解させる。その際、個人の尊厳と両性の本質的平等、契約の重要性やそれを守ることの意義及び個人の責任などに気付かせる。

〔中学校学習指導要領解説 社会編〕

（1）私たちと現代社会

「社会生活における物事の決定の仕方、きまりの意義について考えさせる」ことを通して、「現代社会をとらえる見方や考え方の基礎として、対立や合意、効率と公正などについて理解させる」ことが必要である。なお、「見方や考え方」については、従前より「諸事象をとらえる概念的な枠組み」とされ、「個人の尊厳」「国民主権」などの概念で構成されていると考えられていた。この考え方は変わらないが、今回はさらに現代社会をとらえる概念的な枠組みの基礎となるものとして、「対立」「合意」「効率」「公正」などを挙げているのである。

まず「対立」と「合意」については、以下のようにとらえることができる。すなわち先にも述べたように、多くの人々は家族、学校、地域の自治会、職場などの様々な集団を形成し、そこに所属して生活している。そして、集団に所属する人は、一人一人個性があり多様な考え方や価値観、また利害の違いもある。当然、問題（トラブル）や紛争が生じる場合もある。また、売買の交渉などにおいて、売り手と買い手が異なる金額や条件を提示してまともでない場合もある。ここではそれらを「対立」としてとらえているのである。このような「対立」が生じた場合、多様な考え方を持つ人が社会集団の中で共に成り立ちうるように、また、互いの利益が得られるよう、何らかの決定を行い、「合意」に至る努力がなされることについて理解させることを意図している。

さらに、合意の妥当性について判断しなければならなくなる。その際「効率」や「公正」などの考え方が代表的な判断の基準となる。

まず、「効率」については、社会全体で「無駄を省く」という考え方である。すなわち、「合意」された内容は無駄を省く最善のものになっているかを検討することを意味しているのである。一方、「公正」については「みんなが参加して決めているか、だれか参加できていない人はいないか」というような手続きの公正さや「不当に不利益を被っている人をなくす」「みんなが同じようにする」といった機会の公正さや結果の公正さなど、「公正」には様々な意味合いがあることを理解させた上で、「合意」の手続きについての公正さや「合意」の内容の公正さについて検討することを意味している。

（2）私たちと経済

- - - (省略) - - - 経済に関する様々な事柄や課題について、対立と合意、効率と公正などの見方や考え方と関連付けて理解させたり、考えさせたり、判断させたりするようにする。さらに、理解した内容や考えたり判断したりした過程や結果を、まとめさせたり発表させたりするように指導することをねらいとしている。

解説で説明される政治を含めた一般論の次元に留まることなく、それらの概念を「経済教育」の観点から深く考察しその取扱について研究・実践化する必要がある。

3、経済学に見る「対立と合意」「効率と公正」

「経済教育」の目標は、経済問題解決のための意思決定能力育成にある。個々の利害が激しく対立する経済問題に対し、その解決が合理的・倫理的・平和的に行われるためには、経済学という社会科学としての英知が必要とされる。なぜなら、その英知こそが利己的、感情的、利己的な意思決定に陥ることを、冷静かつ沈着に回避させるからである。ゆえに、「経済教育」は経済学という社会科学をその理論的背景に持つことが不可欠なのである。その経済学の歴史を概観することにより、そこに見られる「対立と合意」「効率と公正」に関わるエッセンスについて以下で検討しておきたい。なぜなら、「対立と合意」「効率と公正」の扱いについて、筆者の管見の限りで経済学の立場から本格的に論じた経済教育論がこれまでなかったからであり、この機会にこそ経済教育担当者として不可欠なこれらの概念へのエッセンスを確認しておくべきだと考えるからである。

経済学は、A・スミス (Smith, A.) 以来2世紀余りの歴史を持つ。「経済学の父」とも呼ばれるスミスは、絶対王政による重商主義政策で貧困化した欧州を遍歴し、その結果『諸国民の富』(1776年)を著した。重商主義政策は、国内の経済活動に政府などが介入し国民から重税や地代として富を奪うものであった。ゆえに、国民は勤労意欲を喪失し、それゆえの生産性低下が国家や国民の貧困を招来した。スミスは、貧困という彼が生きた時代の最重要経済問題の解決に取り組み、そこから得られた結論が「自由放任 (laissez-faire)」であった。つまり、経済活動に対する政府介入を排除し個々人が自由に自己利益を追求することが生産性を向上させ、国家や国民を富ませるという理論である。このスミスによる自由放任が理論的背景となって、英国の産業革命と相俟って資本主義が発展することになる。そして、資本主義の発展が経済的な豊かさを実現させることとなった。

けれども、資本主義自由経済は競争による弱肉強食の論理であり、そこから経済格差など様々な問題を生じさせることとなった。例えば、弱者としての労働者の貧困問題が発生し、この問題に寝食を忘れ取り組んだのがK・マルクス (Marx, K.) であった。その結果、政府が経済活動に介入し私有財産の否定や平等などを旨とする社会主義計画経済が主張され、『資本論』(1867年)が出版された。また、競争による弱肉強食は弱者を淘汰し強者が勝ち抜く論理ゆえに、企業間のそれにおいて常に倒産・失業問題を発生させる。この状況が極まったのが、米国のウォール街における株価の暴落に端を発した1929年の世界恐慌である。資本主義諸国において失業率が軒並み20%前後に達し、かつ、社会保障制度も貯蓄という備えも他の雇用機会もない当時の状況において、現代社会とは異なり失業は死を意味した。この状況の解決に真剣に取り組んだのがJ・M・ケインズ (Keynes, J.M.) であり、資本主義自由経済を基本としつつも政府が経済活動に介入して雇用の機会を創出しつつ失業対策をすべきだと主張した。これがいわゆる修正資本主義であり、『雇用、利子および貨幣の一般理論』(1936年)の出版によってその理論が述べられた。

ここでは、スミス・マルクス・ケインズという経済学の三巨星についてそのエッセンスを述べたが、「表(2)」の「各時代の最重要経済問題」と「経済体制」の観点からの経済学史概略⁶⁾

表（2）「各時代の最重要経済問題」と「経済体制」の観点からの経済学史概略

年代	歴史的影響事項	各時代の最重要経済問題 （生産活動の分析・研究）	資本主義自由経済（反政府介入）	社会主義計画経済（政府介入）
--1800--	<ul style="list-style-type: none"> ・重商主義の欠陥の露呈と産業革命の胎動 ・産業革命による生産力向上と未曽有の人口増加 	格差および貧困の解消 （分配活動の分析・研究）	A・スミス『国民の富』（1776） D・リカード『経済学および課税の原理』（1817） （古典派経済学）	R・ポルサス『人口論』（1798） F・リス『政治経済学の国民的体系』（1841） （歴史学系経済学）
--1850--	<ul style="list-style-type: none"> ・生産力の飛躍的向上による資源の有限性認識 	資源の効率的利用 （生産活動と効用の限界的分析・研究）	L・ワルラス『純粋経済学原理』（1874） A・マージナル『経済学原理』（1890） V・パレト『経済学概要』（1906） A・ピグー『厚生経済学』（1920） （新古典派経済学）	K・マルクス『資本論』（1867） V・I・レーニン『帝国主義論』（1917） 毛沢東『新民主主義論』（1940）
--1900--	<ul style="list-style-type: none"> ・資本主義的弊害の顕在化と帝国主義的侵略の開始 	景気変動に伴う失業への対策 （資本主義的弊害の修正の分析・研究）	J・M・ケインズ『雇用・利子および貨幣の一般理論』（1936） R・ハロッド『動態経済学序説』（1948） （ケインズ主義経済学）	P・S・サミュエルソン『経済学（第1版）』（1948） （新古典派総合経済学）
--1950--	<ul style="list-style-type: none"> ・戦後復興と植民地独立の開始 	物質的豊かさの追求（経済的合理性による経済成長の分析・研究）	M・フーード『資本主義と自由』（1962） （ポネタリウム経済学）	G・ミューラー『経済理論と民間市場』（1957） W・ロス『経済成長の諸段階』（1960） （発展途上国の経済学）
--2000--	<ul style="list-style-type: none"> ・南北問題や環境問題の深刻化 	経済的福祉の吟味と国際的平等性の追求（経済倫理性に基づくグローバル経済社会の分析・研究）	K・E・ポルチンガ『経済学をこえて』（1968） （環境経済学）	

では18人の経済学者・9の経済学派についてまとめられている。これらの経済学者・経済諸学派から経済学史を概観すれば、要するに経済学の理論には、次の二つの共通した特徴を見出すことができる。その一つには、各々の時代には資本主義自由経済が生み出したと考えられる経済問題が存在し、その問題解決への処方箋として構築されたものが経済理論だということである。例えば、資本主義自由放任経済によって「労働者の貧困」「失業・倒産」「環境破壊」などが生み出され、それらに対し各々、マルクス、ケインズ、K・E・ボールドィング (Boulding, K.E.) らがその解決に取り組み、マルクス経済学、ケインズ経済学、環境経済学などの理論が構築された。その二つには、資本主義自由経済と社会主義計画経済の狭間で、経済理論はどちらの経済体制がより有効かをめぐり揺れ動いてきたということである。資本主義自由経済は、自由競争ゆえの効率の追求が経済発展をもたらすが、同時に利己心ゆえに大切なものを犠牲にしたり経済格差を生み出したりする。社会主義計画経済は、平等や公正などを実現させやすいが、同時に自由な経済活動が抑圧されることで生産性低下を惹起し貧困を招く。これらの各経済体制の持つ長短所ゆえに、多くの経済理論はどちらかに偏ることなく試行錯誤しながら揺れ動くこととなる。「表(2)」は、以上の二つの経済理論の特徴を勘案し、各々、縦軸に「歴史的影響事項」「各時代の最重要経済問題」、横軸に「資本主義自由経済」「社会主義計画経済」である経済体制をとり、この座標上に前述の18人の経済学者および9の経済学派がその理論の特徴によって位置付けられている。⁷⁾ スミス・マルクス・ケインズに限らず、他の経済学者・学派も最重要経済問題解決に真摯に取り組み、その解決の方法としての経済理論が資本主義自由経済と社会主義計画経済との狭間で揺れ動いたことを見て取れる。

ところで、経済学史を概観することによって得られる経済理論の特徴は、今般指導要領で新たに登場し注目される「対立と合意」「効率と公正」そのものであることが理解される。つまり、「効率と公正」が効率を優先・実現させる資本主義自由経済か公正・平等を目標とする社会主義計画経済かの試行錯誤や経済体制の選択そのものであり、「対立と合意」が重要経済問題に関わる各々の立場による主張からくる対立であると同時に、経済福祉の向上という観点からその問題解決のためのベストポイントを模索した結論が合意なのである。資本主義自由経済と社会主義計画経済とのどちらが優れているかについて、すでに見たように2世紀余りに及ぶ経済学史が試行錯誤のなか揺れ動いてきたのであり、その解答をいまだに見出すことのできない経済学における歴史的難問なのである。したがって、「効率と公正」はすぐに結論が見つかるほど簡単な概念ではないし、その結論によって容易には導かれない概念が「対立と合意」なのだとことを認識しておく必要がある。つまり、「経済教育」が経済学を理論的背景とするだけに、経済的意思決定能力の育成を目指して経済問題を教材化する場合に、要領解説に見られる「対立と合意」「効率と公正」の説明では到底及ばない、これらへの深い理解や確かな視座が必要とされるのである。

現代社会には、中学校社会科「公民的分野」で教材化すべき様々な重要経済問題が存在する。例えば、国民経済においては「社会保障制度」「財政問題」「物価問題」「雇用問題」などであり、国際経済⁸⁾においては「環境問題」「人口食糧問題」「資源エネルギー問題」「貿易摩擦」などである。これらの経済問題は多様であるかに見えるが、問題の本質は資本主義自由経済(反政府介入)と社会主義計画経済(政府介入)のどちらの政策により力点をおくかの葛藤に尽きる。だから、「対立と合意」「効率と公正」の取扱いがどうあるべきかについては、経済問題の解決に向けての意思決定能力育成をめざす「経済教育」として常に問われるべきところなのである。ただ、これまでその点が授業者に強く意識されることがなかっただけのことである。

4、米国「経済教育」に見る「対立と合意」「効率と公正」の取扱い

米国の「経済教育」は、先進的であり我が国を含む多くの国々のそれに影響を与えてきた。米国「経済教育」はNCEE（National Council on Economic Education、全米経済教育協議会、以下NCEE）を頂点とする全国規模のネットワークにより展開され、その拠るべき経済理論が新古典派経済学であることなどは、多くの機会で紹介され衆知のこととなっている。その新古典派経済学は経済活動の自由を前提として効率を求める経済理論であり、まさに資本主義である米国にとって絶対的な価値観として「経済教育」の理論的背景となっていた。それに立脚しつつ、「経済教育」の目標・内容・方法についてNCEEより出版された*A Framework For Teaching Basic Economic Concepts*⁹⁾ および*Voluntary National Contents Standards in Economics*¹⁰⁾ の2冊が主なる基本文献とされている。

さて、そのような米国「経済教育」において、近年*Teaching the Ethical Foundation of Economics*（以下、*TEFE*）¹¹⁾ が出版されたことは注目に値する。なぜなら、経済体制として資本主義自由経済を揺るぎ無い前提とし効率を追求してきた米国において、NCEEが「経済教育」教材として初めて本格的に倫理やJustice（公正）の問題を取扱ったものとして*TEFE*を出版したからである。従来の絶対的価値観である自由による「効率」の追求と自由に任せては保障されがたい「公正」との矛盾の狭間で、*TEFE*は両者をどのように取扱っているのだろうか。そのことは、「対立と合意」と関わって、対立をどのように合意に導くかということと同義でもある。言うまでもなく、その取扱いは米国「経済教育」の目標である経済的意思決定能力育成のあり方にも大きく影響してくる。

*TEFE*では、序文に「倫理がなぜ経済に必要か」について述べられている。それに続き、「これらの教材を利用するための8のガイド」および10の教材が紹介されている。¹²⁾ これらに依拠しつつ、「対立と合意」「効率と公正」の取扱いについて主なる特徴を三つに要約する。その一つが、「効率と公正」という矛盾しがちな概念について、「市場主義批判」や「市場の否定」を図るのではなく、「市場を確保するためには倫理が必要である」¹³⁾ としていることである。つまり、資本主義自由市場経済に立脚した自由競争による効率の追求を否定するのではなく、それがよりよく機能するためには公正などの倫理的概念が必要だとし、あくまで市場経済の立場を採っているのである。それは、*TEFE*の序文にある「近年、エネルギー資本・医療などの大企業の不道德なスキャンダルが経済問題を引き起こしているので、経済において倫理の学習が必要だ」とする対症療法的問題意識からもわかる。その二つは、これらの概念をシミュレーションゲーム・ロールプレイ・資料活用などの作業的・体験的活動により学習しようと試みていることである。「効率」と「公正」という「対立」の狭間でより良きものへと「合意」する経済的意思決定能力の育成は、活動的な教育方法によって経験・実感させることで可能になると認識しているのである。この教育方法は、これまでNCEEの一貫した基本的スタンスとなっている。その三つは、これらの概念やその活用能力の習得に対する評価方法の妥当性の問題である。10の教材の各々に三つの選択問題（三択）と二つの論述問題があり、かつ詳細な解答例が示されている。論述問題及びその詳細な解答例からは、これらの概念に対する深い考察や活用能力育成の一端が期待できるように思われる。しかしながら、選択問題についての単純さや評価方法の広がりなさから、「経済教育」における評価方法の後れを見て取ることもできる。

5、オーストラリア「経済教育」に見る「対立と合意」「効率と公正」の取扱い

オーストラリアでは、教育行政は連邦国家でなく各州政府に委ねられている。ここではヴィクトリア州の「経済教育」を対象とするが、それをもってオーストラリア「経済教育」一般と理解してもほぼ支障はない。ヴィクトリア州「経済教育」は、義務教育段階での*Victorian Essential Learning Standards* (以下、*VELS*)¹⁴⁾ および高等学校段階での*Economics : Victorian Certificate of Education Study Design* (以下、*VCESD*)¹⁵⁾ によって教育目標・内容・方法が規定されている。これらはいずれもVCAA (Victorian Curriculum and Assessment Authority、ヴィクトリア州カリキュラムおよび評価局) から出版されており、日本で学習指導要領に該当するものである。本稿では中学校段階について主に論じているので、*VELS*を中心とした「対立と合意」「効率と公正」の取扱いに関するエッセンスを探る。¹⁶⁾

オーストラリア「経済教育」の目標が経済的意思決定能力の育成にあることは、学習指導要領や教科書などの教材から明らかである。経済的意思決定プロセスは、深く「対立と合意」「効率と公正」の取扱いに関わってくる。*VELS*などによるこれらの取扱いの主な特徴を、以下の三点に要約する。その一つは、「対立と合意」「効率と公正」に関わる理念が*VELS*「経済教育」の冒頭に明確に示されていることである。つまり、「経済は、“経済に関わる意思決定において合理的かつ倫理的に行動する”“複雑な経済的意思決定を正しく評価する”“自分や他人の経済的意思決定を理解する”ために、より良い態度をとることができるよう知識や技能を提供する」ことだと序文に明示されているが、これらは「対立と合意」「効率と公正」の取扱いそのものであることが理解される。その二つは、*VELS*に限らず*VCESD*や教材においても、市場メカニズムによる「効率」重視の立場が採られていることである。このことは「その一つ」と矛盾するようであるが、カリキュラムの構造などにおいて「資源の有限性と欲望の無限性とのギャップを就学前や小学校の“経済教育”の導入としていること」「経済的意思決定の基本的経済概念を“機会費用”と“費用便益分析”としてその能力を積み上げようとしていること」「高等学校“経済教育”においては市場メカニズムの学習をまず優先させていること」などからそのように判断される。つまり、「その一つ」は理想論として最初に示し、「その二つ」が授業実践の実態ととらえられるということである。現実には、「効率」と「公正」との矛盾や葛藤、「対立」をどのように「合意」させるかについて、その教育内容や方法などのいずれもが科学的・論理的にそれらの概念をとらえているようには見えない。その三つは、キャリア教育を充実させることを通して体験的・実践的にこれらの概念を学習しようとしていることである。オーストラリア「経済教育」においては、キャリア教育に関わる内容が教科書などの中心を占めている。また、その内容が「仕事への応募」「面接の要領」「企業や商売の運営」などきわめて実践的である。このようなキャリア教育を通して社会の一員としての判断力や意思決定能力の育成を目指すのが、その育成プロセスにおいてこれらの概念を間接的に学習することになっている。ただし、キャリア教育の目標などに関わって、「雇用や高賃金」をどう確保するかといった利己心に関わる視点が強いこと、国際経済競争に打ち勝つため国民を優れた労働者に育てようとしていることがある。そのような目標観では、体験的・実践的な学習方法は効果的であるとしても、「公正」「合意」などの概念の性質からしてその習得には齟齬があろう。

6、「経済教育」における「対立と合意」「効率と公正」の取扱い示唆

拙稿「“経済教育”研究（第4報）－小・中学校新学習指導要領における“経済教育”の分析と課題」¹⁷⁾において、「経済社会への主体的な参画に必要な基礎的・基本的知識及び技能とは何でありそれをどのように育成させるか」「経済社会への主体的な参画のための動機付けや実質化をどのようにするか」「時代課題性の大切さについて認識を共有しながらその教材化をどう工夫するか」「社会科“経済教育”と道徳教育との関連について幾つかの点で明確にしておくべきことがあるのではないか」「効果的な評価方法とはどうあるべきか」という、新指導要領「経済教育」に向けての五つの課題を提案した。また、本稿「3、4、5」では、経済学史および米国・オーストラリア両国「経済教育」から、「対立と合意」「効率と公正」の取扱いについて若干の考察を加えた。これらを踏まえつつ、本稿「2 新学習指導要領“経済教育”における“対立と合意”“効率と公正”の取扱い」での「現代社会をとらえる見方・考え方の基礎としてこれらの概念をとらえていること」「これらの概念がどう定義されているかということ」「社会参画を目的とし概念の習得に留まらず活用まで発展させること」という指導要領および要領解説の特徴を補うことを意識しながら、「経済教育」における「対立と合意」「効率と公正」の取扱い方法について、「目標論」「内容論」「方法論」の観点から以下に提案したい。ただし、以下については「経済教育」の目標を「経済の基本的概念を学ばせ、様々な経済問題に対し合理的・倫理的に意思決定し解決しようとする責任ある市民性を育成すること」と筆者自身が定義していることを、あらためて確認しておく必要がある。つまり、「経済教育」とは「経済問題解決のための経済的意思決定能力を育成すること」だということの確認である。

(1)「経済教育」目標論の観点から

「経済教育」が経済問題解決のための意思決定能力の育成を目標とするなら、経済学の本質などに立脚した意思決定のための確かな二つの視座を持つ必要がある。¹⁸⁾一つの視座は、経済の本質とは資本主義自由経済が生み出した重要経済問題を解決するための処方箋だということである。もともと、「経済」とは古代中国の四字熟語である「経世済民」に由来する。「経世済民」とは「世の中を治め、人を救うこと」の意味であるが、要するに経済とは資本主義的自由競争により利害対立する経済問題を調整し人々を幸福にすることなのである。ちなみに経済とは、決して利己的・利他的なお金もうけのことではない。もう一つの視座は、経済問題の本質とは資本主義自由経済による「効率」の追求と社会主義計画経済による「公正」の追求の狭間における葛藤だということである。したがって、経済的意思決定による問題解決とは、この両者の狭間でどのようにバランスさせたり止揚させたりするかということであり、この意思決定プロセスこそが「対立」から「合意」へということである。そして、どのようにバランスさせ止揚させるかは、一つ目の視座である人々の幸福を実現するというに尽きる。このような二つの視座を各々縦軸と横軸に持つ座標上で、様々な経済問題を理解・考察するような思考の枠組みを持ってこそ、利己的・利他的・感情的でなく合理的・倫理的・平和的な意思決定が可能となる。また、この思考の枠組みのなかで考察を深めより良い判断をするためには、少なくとも「経済教育」担当者として「機会費用やトレード・オフ」「費用便益分析」「生産や消費などに関わる限界分析」などの知識も要求されよう。

ところで、「効率と公正」に関する上記の視座は、米国やオーストラリアのそれが市場経済による「効率」重視の立場を採っていることとは異なる。そこから理解すべきことは、我が国

の視座が曖昧であるのとは対照的に両国の視座が明確だという事実と我々との立場における相違の存在である。その事実や存在は、我が国「経済教育」の展開にとって留意すべきことである。また、「対立と合意」に関する上記の視座では要領解説に見る「合意」の妥当性についての判断を「人々の幸福」としているが、それについて各国での相違やあり様はどうであろうか。それらに対する考察は他の機会に譲るとして、2002年の国連総会採択を受け2005年より始まった「持続可能な開発のための教育の10年 (Education for Sustainable Development以下、ESD)」は、「経済教育」においても「人間の幸福」などに関わって大切な方向性を提供していると思われる。つまり、現代社会における「人間の幸福」とは、何より持続可能な社会を将来において実現させることに重きを置くということである。また、この点は指導要領「公民的分野」の内容「(4) 私たちと国際社会の課題 イ よりよい社会を目指して」にも深く関わってくる。この内容は、小・中学校社会科7年間の総括として位置付けられ注目されているだけに今後の研究課題であるが、ここではESDとの関連の指摘に留めておきたい。ちなみに、米国およびオーストラリア「経済教育」からも、このことが重要かつ不可欠な研究課題だということは伺える。なぜなら、両国ともに「持続可能な社会」についての認識の甘さや曲解が見られるからである。

要するに、「現代社会をとらえる見方や考え方の基礎」とするほど「対立と合意」「効率と公正」を指導要領が重視するのであれば、要領解説レベルの定義や理解では現代経済社会のそれとしては充分ではないし定着するようなものでもないということである。特に「経済教育」を担当する者は、以上の視座とそれに関連する知識をしっかりと持ちながら教材開発や授業実践を行う必要がある。それによってこそ、子どもたちに経済的意思決定のためのエッセンスが伝えられるのではないだろうか。

(2) 「経済教育」内容論の観点から

経済的意思決定能力育成のための教材内容は、子どもにとって身近な経済問題であること、自己にとって解決の必要性を感じずる経済問題であること、発見の喜びを味わうことのできる経済問題であることなどが必要である。つまり、子どもにとって興味・関心を持つ教材内容であることがまず前提となる。その上で「対立と合意」「効率と公正」の取扱いにおいては、「効率」か「公正」かをめぐる「対立」を協調・協力して「合意」に導くような、いわゆる葛藤教材であることが大切である。例えば、指導要領の内容として、「消費税を上げるべきか下げるべきか」「高福祉・高負担か低福祉・低負担か」「経済発展か環境保全か」「大きな政府か小さな政府か」などをテーマとして身近な問題に引き寄せて取扱うことが考えられる。

このような教材内容については、米国やオーストラリアの「経済教育」がより優れているように思われる。両国での関係出版物は、「対立と合意」「効率と公正」取扱い教材の作成にとって大いに参考となる。

(3) 「経済教育」方法論の観点から

「対立と合意」「効率と公正」について、その概念の習得に留まらず経済社会に参画しそれを活用できるところまで発展させるためには、作業的・体験的な教育方法を導入することが効果的である。そのことは、米国やオーストラリア「経済教育」でも明らかであり、今般指導要領や要領解説などでも強調されている。従って、これまでは経済知識を講義形式により教えることに力を注いできたが、これからは各種資料の活用や作成、経済事象への観察・調査や討論・発表、各種経済主体での現場体験や疑似体験などへと教育方法をシフトさせていくことが大切である。そのような作業的・体験的学習のスパイラル的¹⁹⁾な積み重ねが、社会参画し活用できるような経済的意思決定能力の育成につながる。

評価方法についてはどの国においても課題が多いこともあり、「対立と合意」「効率と公正」について知識・理解、諸能力、関心・意欲・態度などを効果的に評価するのは難しい。米国やオーストラリア「経済教育」から示唆を得ながら、以下の三点を評価方法の概要として提案しておく。その一つは、多様な評価方法を用いることである。これらの概念の評価は、ペーパー試験だけでなく発表・討論・レポート・小論文など多様な方法によらないとできない。その二つは、結果よりもプロセスを評価することである。「対立と合意」などの概念は経済的意思決定のプロセスに関わって育成されるもので、結果よりもプロセスの評価が大切である。²⁰⁾ その三つは、継続的かつ追跡的評価をすることである。それらの概念を活かしながら社会参画しているかどうかの評価は、将来の経済活動やボランティア活動などへの取り組みをその対象とする必要がある。

7、おわりに

すでに述べたように、これまで「経済教育」において経済的なものの見方や考え方については明らかにすべきでないとのコンセンサスがあった。それは、価値観の多様性や「経済教育」の背景となる経済学理論の多様性などのため、経済的なものの見方や考え方を一つの枠にはめることが問題とされたからである。しかしながら、過去およそ20年間における指導要領改訂のたびに少しずつそのあり方が明確化されるようになってきた。今般指導要領の改訂によって、「対立と合意」「効率と公正」をその見方や考え方の基礎としたことで、ある種の結論に至ったように思われる。

しかしながら、「効率」とは無駄を省くことといった場合に、その無駄とは何をして無駄と言うのであろうかという問題が生ずる。また、「公正」と言った場合に、何に対する公正なのかといった問題も生ずる。さらに、「対立」とはこれまで「経済教育」に多大な影響を及ぼしてきたマルクス経済学的な階級対立は捨象されたかといった、対立の範疇や立場による議論が生ずる可能性もある。最後に、「合意」と言った場合に、妥当な判断による合意とされるその「妥当」の基準のコンセンサスは存在するかの問題も残る。そのように指導要領に課題ありと認識するなか、今般の要領解説の説明だけでは「経済教育」に携る者にとって不十分だとの問題意識を強く抱いた。したがって、指導要領や要領解説が出されたこの機会に、「経済学」「経済教育」の観点から経済的意思決定に関わる「対立と合意」「効率と公正」の取扱いに対し、授業実践のためのガイドマップや羅針盤としてささやかながら話題を提供しようとして本稿で試みた。近年、「金融教育」「キャリア教育」「消費者教育」「起業家教育」「環境経済教育」などとして注目されつつある「経済教育」であるがゆえに、その研究や実践に携る方々にとって本稿が多少なりとも参考となれば幸いである。

【注】

- 1) 文部科学省『中学校学習指導要領』平成20年3月。
- 2) 「経済教育」の定義について諸説あるが、筆者としてこれまで正確には「経済の基本的概念を学ばせ、様々な経済問題に対し合理的・倫理的に意思決定し解決しようとする責任ある市民性を育成するための教育」と定義してきた。いずれにしろ、「経済教育」が経済的意思決定能力の育成を目標にすることについて、関係諸氏の間で異論はあるまい。

- 3) 文部科学省、日本文教出版株式会社、平成20年9月25日、101-103頁。
- 4) 「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について」中央教育審議会答申、平成20年1月17日。
- 5) 堀内一男、伊藤純郎、篠原総一編著『中学校新学習指導要領の展開 社会科編』(明治図書、平成20年12月)などを参考とした。
- 6) 表(2)について、初出は、魚住忠久、宮原悟「高校“経済教育”の研究と展開(Ⅱ) - 高校“経済教育”と経済学」(愛知教育大学教科教育センター『研究報告 第13号』1989年3月、137-143頁)であり、それに修正を加えたものである。
- 7) 詳細については、同上論文を参照されたい。
- 8) 中学校社会科「公民的分野」では、本格的には国際経済について取り扱わない。しかしながら、「2 内容(4) 私たちと国際社会の諸課題」としてこれらの問題を取り扱うこととされる。
- 9) National Council on Economic Education,2000.
- 10) National Council on Economic Education,1997.
- 11) Jonathan B. Wight, John S. Morton, National Council on Economic Education,2007.
- 12) 詳細については、猪瀬武則「経済教育批判にどう答えるか? - NCEE教材“経済学の倫理的基礎付けの教授”からの示唆-」(『経済教育 No.27』経済学教育学会 2008年12月 104-112頁)を参照されたい。
- 13) 同上論文、107頁。
- 14) Victorian Curriculum and Assessment Authority, 2004.
- 15) Victorian Curriculum and Assessment Authority, 2003.
- 16) オーストラリア「経済教育」全体の概要をとらえるには、拙稿「オーストラリア“経済教育”研究(第1報) - ヴィクトリア州高等学校“経済教育”の過去10年(1994-2003)の変遷とその示唆」(『名古屋女子大学紀要 第52号 人文・社会編』平成18年3月、39-50頁)、および「オーストラリア“経済教育”研究(第2報) - “お金と仕事”を視座としたヴィクトリア州義務教育における“経済教育”の特徴とその示唆」(『同上紀要 第53号 人文・社会編』平成19年3月、1-12頁)を参照されたい。ただし、近年、急速にカリキュラム改革が行われているので、上記資料はそれには対応できていない。
- 17) 『名古屋女子大学紀要 第55号 人文・社会編』平成21年3月、135-145頁。
- 18) 宮原悟「経済学と公民教育」(『公民教育事典』日本公民教育学会編、平成20年6月20日、256-257頁)を参照されたい。
- 19) 注4) 中央教育審議会答申により指摘された反復による効果的学習方法。
- 20) その例として、「株式学習ゲーム」(東京証券取引所および日本証券業協会により、1995年に始められた株式の模擬売買ゲーム。米国のStock Market Gameを基に作成され、現在、7万名弱の高校生らが参加しているシミュレーション教材)において、勝敗よりも株の売買過程を通じて金銭管理能力などがどう向上したかを評価することが大切である。